

令和 5 年 7 月 18 日

各 位

千葉県森林組合南部支所  
支 所 長 相川 正和

安全衛生教育講習のご案内について

このことについて、下記のとおり安全衛生教育講習を実施いたしますので、  
ご案内申し上げます。

参加ご希望がございましたら、各講習日の 10 日前までに別添申込書により申し  
下さるようお願いいたします。

1 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当

開催日 ~~令和 5 年 4 月 26（水）～ 28 日（金）~~ 定員に達しました。

会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

2 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育

平成 12 年労働基準局発第 66 号通達

刈払機の点検、操作

開催日 ~~令和 5 年 5 月 12 日（金）~~ 定員に達しました。

会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

3 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育

平成 12 年労働基準局発第 66 号通達

刈払機の点検、操作

開催日 ~~令和 5 年 5 月 22 日（月）~~ 定員に達しました。

会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

4 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当

開催日 ~~令和 5 年 6 月 21（水）～ 23 日（金）~~ 定員に達しました。

会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 5 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
~~開催日 令和 5 年 7 月 7 日 (金) 定員に達しました。~~  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
  
- 6 車両系木材伐出機械等特別教育 (伐木系)  
労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 6 号の 2  
(平 2 5 告示第 1 2 5 号)  
~~開催日 令和 5 年 7 月 13 日 (木) ~ 14 (金) 定員に達しました。~~  
会 場 千葉県林業サービスセンター
  
- 7 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
~~開催日 令和 5 年 8 月 21 日 (月) 定員に達しました。~~  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
  
- 8 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 令和 5 年 8 月 28 日 (月)  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
  
- 9 車両系建設機械 3 t 未満特別教育  
労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号  
~~開催日 令和 5 年 9 月 4 (月) ~ 5 日 (火) 定員に達しました。~~  
会 場 千葉県林業サービスセンター (学科) (9 月 4 日)  
植畑研修センター (実技) (9 月 5 日)
  
- 10 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 ~~令和 5 年 9 月 20 日 (水) ~ 22 日 (金) 定員に達しました。~~  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 11 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 令和 5 年 10 月 6 日 (金)  
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 12 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 ~~令和 5 年 10 月 18 日 (水) ~ 20 日 (金)~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 13 チェンソー講習補講イ (2.5 時間コース)  
旧安衛則第 36 条第 8 号の修了者を対象とした講習  
開催日 令和 5 年 10 月 20 日 (金) 13 : 30 開始  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 14 機械集材装置の運転業務に係る特別教育  
安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 7 号該当  
開催日 ~~令和 5 年 11 月 1 日 (水) ~ 2 日 (木)~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 15 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 ~~令和 5 年 11 月 29 日 (水) ~ 令和 5 年 12 月 1 日 (金)~~ 定員に達  
しました。  
会 場 学科:千葉県林業サービスセンター (29 日,30 日午前)  
実技:千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター  
(30 日午後,12 月 1 日)
- 16 車両系建設機械 3 t 未満特別教育  
労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号  
開催日 令和 5 年 12 月 14 (木) ~ 15 日 (金)  
会 場 植畑研修センター

- 17 車両系木材伐出機械等特別教育（伐木系）  
労働安全衛生規則第36条第6項の23同条6号の2  
（平25告示第125号）  
開催日 令和5年12月18日（月）～19（火）  
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 18 車両系木材伐出機械等特別教育（走行系）  
労働安全衛生規則第36条第6項の23同条7号の2  
（平25告示第125号）  
開催日 ~~令和5年12月21日（木）～22（金）~~ 定員に達しました。  
会場 千葉県林業サービスセンター
- 19 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和47年労号）第36条第1項第8号該当  
開催日 ~~令和6年1月29日（月）～31日（水）~~ 定員に達しました。  
会場 学科:千葉県林業サービスセンター（29日,30日午前）  
実技:千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター  
（30日午後,31日）
- 20 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成12年労働基準局発第66号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 ~~令和6年2月2日（金）~~ 定員に達しました。  
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

※写真の送付については、運転免許証のサイズ（3cm×2.4cm）

無背景、正面で胸から上が写っているものを申込用紙に貼り付けて下記申込先住所までお送り下さい。

※受講申込書については、講習 10 日前までに下記申込先住所までお送り下さい。

※チェンソー、刈払機講習については、上記講習日程以外 10 名以上であれば出張講習も受賜ります。

但し、交通費別途 南部支所～現地までの往復距離×30 円、及び有料道路利用の場合は実費請求させていただきます。

（土日、祝日の場合 1 日につき 10,000 円を負担していただきます。）

※出張講習の際、受講人数が 20 名を超える場合は補助講師料として 20,000 円を負担していただきます。

申請費用（講習費は 1 週間前までに下記へお振り込みください）

チェンソー特別教育	25,000 円	（林災防 会員 22,000）
刈払機	13,000 円	（ 〃 11,000 円）
機械集材装置	35,000 円	（ 〃 33,000 円）
車両系建設機械	15,000 円	
車両系木材伐出機械	40,000 円	（ 〃 38,000 円）
（伐木系、走行系）		

振込先 受講料振込先

振込先：君津市農業協同組合 小糸支店

口座番号：普通 1623305

口座名義：千葉県森林組合 南部支所

※申込先と講習会場が異なります。

講習会場は、2 会場ありますので講習会に参加される方はご注意願います。

1 会場 千葉県林業サービスセンター

住所 富津市宝竜寺 11

2 会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

住所 君津市植畑 632

申込先

千葉県森林組合 南部支所 担当 小林、右近

住所 〒292-1168 君津市西栗倉 135

TEL 0439-37-2004 FAX 0439-37-2007